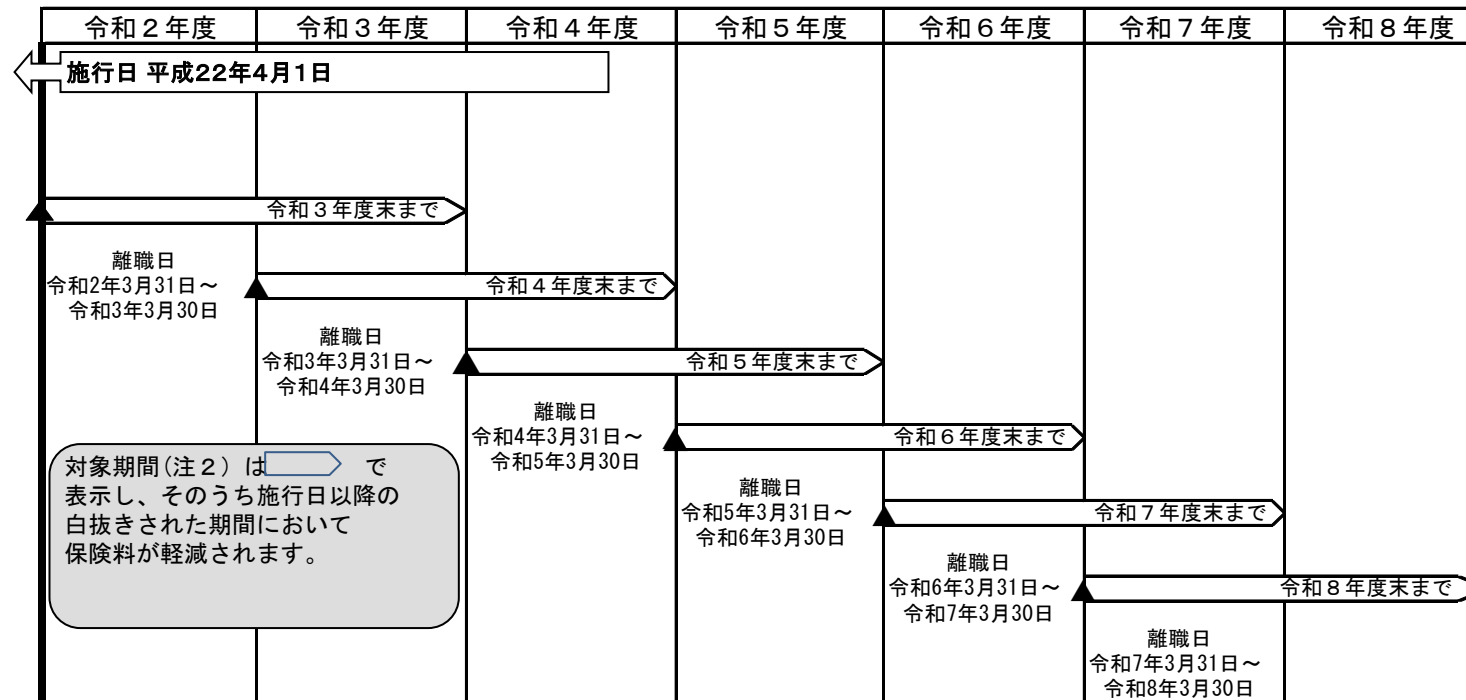


非自発的失業者にかかわる国民健康保険料軽減の対象期間

非自発的失業者（注１）については、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までです。
失業者の所得のうち給与所得を１００分の３０として国民健康保険料を算定します。
※再就職して健康保険に加入する場合はその時点までです。



（注１）非自発的失業者：雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者。

（注２）対象期間：離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

●高額療養費の所得区分の判定とその適用期間は異なります。